

特別養護老人ホーム緑ヶ丘ハイツ ご利用料金

令和8年4月1日現在

1. 介護保険のサービス（サービス費）

■1日の単位数

(単位/日)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費 I	589	659	732	802	871
看護体制加算 I	4	4	4	4	4
夜勤職員配置加算 (I) 口	13	13	13	13	13
サービス提供体制加算Ⅲ	6	6	6	6	6
1日の所定単位数	612	682	755	825	894
1月の所定単位数 (30日)	18,360	20,460	22,650	24,750	26,820

1月の加算単位数

(単位/月)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
協力医療機関連携加算 (2)	5	5	5	5	5
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50	50	50	50	50
褥瘡マネジメント加算Ⅰ (褥瘡マネジメント加算Ⅱ※1)	3 (13)	3 (13)	3 (13)	3 (13)	3 (13)
排せつ支援加算Ⅰ	10	10	10	10	10
ADL維持等加算Ⅰ	30	30	30	30	30
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10	10	10	10	10
介護職員処遇改善加算Ⅱ	月の所定単位数に13.6%を乗じて計算します。				

※1 褥瘡マネジメント加算Ⅱは褥瘡リスクがあり褥瘡の発生がない方が対象となります。(全員が対象ではありません)

■①1ヶ月分の介護保険一部負担額の計算 (30日で計算)

(円/月)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護費一部負担額 (※1該当時)	20,980 (20,991)	23,365 (23,377)	25,853 (25,864)	28,239 (28,250)	30,590 (30,602)

【ご注意】その他、入所時、外泊時、看取りを行った場合は対応した加算がございます。

上記金額は、1割負担で表しています。

2. その他の費用

■②1ヶ月分その他の基本費用 (30日で計算)

(円/月)	所得区分 ※2				
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	その他
居住費 (従来型個室)	(380) 11,400	(480) 14,400	(880) 26,400	(880) 26,400	(1,231) 36,930
食事代	(300) 9,000	(390) 11,700	(650) 19,500	(1,360) 40,800	(1,445) 43,350
計	20,400	26,100	45,900	67,200	80,280

※2 通常は、その他を参照してください。

『介護保険負担限度額認定証』をお持ちの方は、減額料金が適用されます。

【ご注意】その他、娯楽費などお客様が負担することが適当とみられるものは実費となります。

外泊時、入院時にも居住費はかかります。

3. ご利用料金 (①+②合計) の計算 ※3 (基本となるおおよその金額です。)

(円/月)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
所得区分 第1段階	41,380	43,765	46,253	48,639	50,990
第2段階	47,080	49,465	51,953	54,339	56,690
第3段階①	66,880	69,265	71,753	74,139	76,490
第3段階②	88,180	90,565	93,053	95,439	97,790
その他	101,260	103,645	106,133	108,519	110,870

※3 ※1該当者や入所時は若干の変動がありますが、ご了承ください

入所時のみ（1回限り）の加算単位数

（単位／月）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
安全対策体制加算	20	20	20	20	20

■該当者のみ

該当する病気食（糖尿病、腎臓病、肝臓病、胃潰瘍、貧血、脾臓病、脂質異常症、痛風及び特別な検査食）を提供した場合※1日3回までが限度。

（単位／回）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
療養食加算（1日の最大数）	6（18）	6（18）	6（18）	6（18）	6（18）
1月3食療養食となった場合	540	540	540	540	540

※提供した回数分が単位数に加わり、その数字を元に処遇改善加算等の計算がされます。

6×回数＝で計算される。1回のみは6×1で計算。3食の場合は6×3で計算。

1週間であれば6×3×7で計算。1か月は6×3×30で計算。

終末期に入り、医師から説明を受け、施設内での看取りとなった場合

（単位／回）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
死亡日（1日）	1, 280	1, 280	1, 280	1, 280	1, 280
死亡日の前日及び前々日（2日）	680 （1, 360）	680 （1, 360）	680 （1, 360）	680 （1, 360）	680 （1, 360）
死亡日以前4日以上30日以下 （最長27日）	144 （3, 888）	144 （3, 888）	144 （3, 888）	144 （3, 888）	144 （3, 888）
死亡日以前31日以上45日以下 （最長15日）	72 （1, 080）	72 （1, 080）	72 （1, 080）	72 （1, 080）	72 （1, 080）

※ 上記についてはお亡くなりになった月にご請求となります。

※ 該当する場合こちらの加算を加えた上で、処遇改善加算等の計算が行われます。

例1) 同意を得られてから、お亡くなりになったのが1週間の場合

死亡日（1, 280）+死亡日の前日及び前々日（1, 360）+死亡日以前の4日以上7日以下
（144×4＝576）の合計値＝3, 216

例2) ①同意を得られてから、お亡くなりになったのが1か月の場合（30日）

死亡日（1, 280）+死亡日の前日及び前々日（1, 360）+死亡日以前の4日以上30日以下
（144×27＝3, 888）の合計値＝6, 528

②同意を得られてから、お亡くなりになったのが1か月の場合（31日）

死亡日（1, 280）+死亡日の前日及び前々日（1, 360）+死亡日以前の4日以上30日以下
（144×27＝3, 888）+死亡日以前31日（72）の合計値＝6, 600

例3) 同意を得られてから、お亡くなりになったのが2か月の場合

死亡日（1, 280）+死亡日の前日及び前々日（1, 360）+死亡日以前の4日以上30日以下
（144×27＝3, 888）+死亡日以前31日以上45日以下（72×15＝1080）の合計値
＝7608

短期入所生活介護事業所 緑ヶ丘ハイツ ご 利 用 料 金 表

併設型短期入所生活介護（ショートステイ）

介 護 度 別	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
併設短期生活 I	603	672	745	815	884
サービス提供体制強化加算 III	6	6	6	6	6
看護体制加算 I	4	4	4	4	4
夜勤職員配置加算 I	13	13	13	13	13
送迎加算（往復）※1	368	368	368	368	368

※1 お迎え、お送で片道 184（ご家族が、ご自身で送迎を行うとかからない費用です）
上記合計に対して介護職員等処遇改善加算 I（13.6%）が加算されます。

食事代として 1日1,445円（朝食 360円 昼食 585円 夕食 500円）
居住費として 1日1,231円

例) 要介護度2の方が2泊3日利用されたと計算します。

ア) $(672 + 6 + 4 + 13) = 695 \times 3(\text{日}) = 2,085 + 368(\text{送迎}) = 2,453$
この単位に13.6%加えると 2,787円

イ) 食費は所得等により異なりますが、昼食からご利用とすると

1日目 585円 + 500円 = 1,085
2日目 360円 + 585円 + 500円 = 1,445
3日目 360円 + 585円 = 945 夕食前に帰宅
合 計 3,475円

ウ) 滞在費は個室で、1日 1,231円

1,231(円) × 3(日) = 3,693円

合 計 ア) + イ) + ウ) = 9,955円

※1月単位で得られる加算として生産性向上推進体制加算Ⅱがあり、1月に10円加わります。
9,965円

例) 要介護度2の方が2泊3日利用を1月に2回したとします。

上記計算方法で 合計 = $9,955円 \times 2 = 19,910円$

生産性向上推進体制加算は1月に得られる加算のため、月に2回利用したとしてもこの額に10円のみ加わります。

19,920円

※1 世帯の所得等により負担軽減制度があります。詳細は、市区町村の介護保険担当係にお尋ねください。

(円/日) ※めやす	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	その他
居住費（従来型個室）	380	480	880	880	1,231
食事代	300	600	1,000	1,300	1,445

（令和6年8月1日より）

※（介護予防）短期入所生活介護事業所利用時、該当される方は療養食加算（1回8単位）にも対応致します。事前にお知らせや情報提供いただくことで対応致しますので、必要な方は申出下さい。（令和4年4月1日より）

介護予防短期入所生活介護事業所 緑ヶ丘ハイツ ご利用料金表

Ⅲ 併設型介護予防短期入所生活介護の方（介護予防ショートステイ）

	要 支 援 1	要 支 援 2
併設介護予防短期入所生活Ⅰ	451	561
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	6
送迎加算（往復）	368	368
お迎え、お送で片道 184（ご家族が、ご自身で送迎を行うとかがからない費用です） 上記合計に対して介護職員等処遇改善加算Ⅰ（13.6%）が加算されます。		
食事代として 1日1,445円（朝食 360円 昼食 585円 夕食 500円） 居住費として 1日1,231円		
例）要支援2の方が2泊3日利用されたと計算します。		
ア） $(561+6) = 567 \times 3(\text{日}) = 1,701 + 368 = 2,069$ この単位に13.6%加えると <u>2,350円</u>		
イ）食費は所得等により異なりますが、昼食からご利用の方		
1日目 585円+500円 = 1,085		
2日目 360円+585円+500円 = 1,445		
3日目 360円+585円 = 945 夕食前に帰宅		
合 計 3,475円		
ウ）滞在費は個室で、1日 1,231円		
1,231(円) × 3(日) = 3,693円		
合 計 ア) + イ) + ウ) = 9,518円		
※1月単位で得られる加算として生産性向上推進体制加算Ⅱがあり、1月に10円加わります。 9,528円		
例）要支援2の方が2泊3日利用を1月に2回したとします。		
上記計算方法で 合計 = $9,518円 \times 2 = 19,036円$		
生産性向上推進体制加算は1月に得られる加算のため、月に2回利用したとしてもこの額に10円のみ加わります。 19,046円		

※1 世帯の所得等により負担軽減制度があります。詳細は、市区町村の介護保険担当係にお尋ねください。

(円/日) ※めやす	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	その他
居住費（従来型個室）	380	480	880	880	1,231
食事代	300	600	1,000	1,300	1,445

（令和6年8月1日より）

※（介護予防）短期入所生活介護事業所利用時、該当される方は療養食加算（1回8単位）にも対応致します。事前にお知らせや情報提供いただくことで対応致しますので、必要な方は申出下さい。（令和4年4月1日より）